第11次知多市交通安全計画

令和3年度~令和8年度

令和4年2月

知 多 市

はじめに

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和46年に知多市交通安全計画を策定し、それに基づき、関係機関を始め交通安全団体等において、各般にわたる交通安全対策が実施されてきました。

以後、第10次まで改定を重ねる中で、平成26年に300人台で推移していた 市内の負傷者数は、その後年間200人台で推移し、令和元年には100人台とな るなど、相当な成果を収めることができました。

しかしながら、近年においては、未就学児を始めとする子どもが関係する交通事故や高齢運転者による交通事故が後を絶たず、高齢化の進行への適切な対処とともに、子育てを応援する社会の実現が強く要請される中、時代のニーズに応える交通安全の取組が今、一層求められております。

こうした中、愛知県交通安全計画が改定され、これに伴い、新たな課題への対応 や交通事故の根絶を目指した諸施策を推進するため、第11次知多市交通安全計画 を策定するものです。

本計画では、人命尊重の理念に基づき、人優先の交通安全思想を基本に、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して究極的には「交通事故のない社会」を目指し、これまで成果を挙げてきた諸施策をさらに推進するとともに、交通事故による死者はもとより、交通事故そのものを減少させることを目的としています。

本計画に基づき、関係機関等が一体となって諸施策を推進し、市民の方々の協力 と相まって交通事故防止が図られるよう努めてまいります。

令和4年2月



知多市長 宮 島 壽 男

目 次

第 1	章	基本構想	
	1	基本方針	1
	2	計画期間	1
	3	基本目標	1
第2	章	道路交通の現状	
	1	交通事故の発生状況	2
	(])発生状況	
	(2	2)月別発生件数	
	(3	3)曜日別発生状況	
	(4	1)時間別発生状況	
	(5	5)年齡別事故死傷者数	
	2	道路交通情勢状況	5
	(])人口及び車両保有台数	
	(2	2)運転免許人口	
	3	交通安全施設整備状況	6
	4	交通安全教室の実施状況	6
	5	救急事故出動状況	7
第3	章	講じようとする施策	
	<施	i策の体系図>	8
	1	道路交通環境の整備	9
	(])交通安全施設整備事業の推進	
	(2	2) 道路の新設、改修等による交通安全対策の推進	
	(3	3) 生活道路における交通安全対策の推進	
	(4	l) 高齢者、障がい者等の移動手段の確保・充実	
	(5	5) 踏切等における交通安全対策の推進	
	(6	5) 効果的な交通規制の推進	
	(7	7)総合的な駐車対策の推進	
	(8	3) その他の道路交通環境の整備	

2	交通安全思想の普及徹底	11
	(1) 生涯にわたる交通安全教育の推進	
	(2) 交通安全普及啓発活動の推進	
	(3) 民間団体等への支援	
3	救急・救済体制の充実	15
	(1) 救急・救助体制の整備	
	(2) 救済体制の推進	
4	調査研究の推進	15
5	市民協働による交通安全の推進	16

第1章 基本構想

1 基本方針

知多市交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条の規定により、愛知県交通安全計画に基づき作成するもので、人優先の交通安全思想の下、これまでの10次・50年にわたる取組によって、道路交通事故負傷者数を、過去最悪であった平成13年の508人から令和元年の191人と、約6割減少させるなどの成果を上げてきたところです。

しかしながら、依然として、新たに交通事故被害者となる方がおり、未就学児を始めとする子どもが関係する交通事故や高齢運転者による交通事故が全国的に発生している中、本市も例外ではありません。高齢化の進行への適切な対処とともに、子どもが健やかに成長する社会の実現が強く求められる中、時代のニーズに応える交通安全対策が、より一層求められています。

以上を踏まえ、第11次知多市交通安全計画(以下「本計画」という。)を策定 し、人命尊重の理念の下、悲惨な交通事故の根絶を目指し、交通安全対策を総合 的に推進します。そして、究極的には交通事故のない社会を目標とした上で、交 通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失を勘案し、計画期間内に達成すべき 目標値を設定するとともに、その実現を図るために諸施策を推進します。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までとします。

3 基本目標

年間の交通事故の24時間死者数 0人 年間の交通事故重傷者数 5人以下

交通事故のない社会を実現することが究極の目標です。本計画では、人命尊重 の理念に基づき、「年間の交通事故の24時間死者数0人」を目指します。

また、国の第11次交通安全基本計画において、重傷者が発生する事故防止への取組が、死者数の減少につながるとしており、愛知県の第11次愛知県交通安全計画においても、重傷者に関する目標を新たに設定したことから、本計画においても、本市の近年の推移を勘案し、「年間の交通事故重傷者数5人以下」と設定しました。

なお、愛知県は、第11次愛知県交通安全計画における目標を「交通事故による年間の24時間死者数を125人以下」及び「交通事故による重傷者数を600人以下」としています。

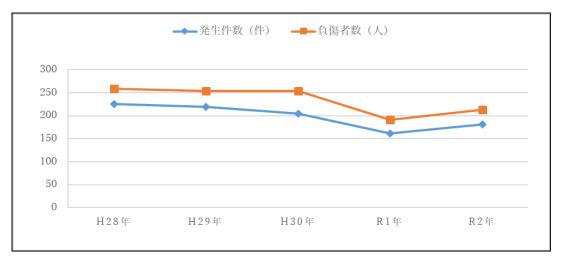
第2章 道路交通の現状

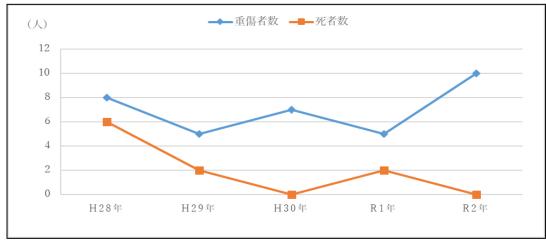
1 交通事故の発生状況

交通事故(人身)の年間発生件数は、平成13年をピークに、以後300件台で推移していましたが、平成26年からは200件台で推移し、令和元年からは100件台となっています。

また、交通事故による死者数は、年間 0 人を達成した年も多く、期間としては、平成 1 0 年以降、6 9 6 日間(H10.5.2~H12.3.28)、5 1 6 日間(H15.10.31~H17.3.29)、4 6 4 日間(H19.3.14~H20.6.30)、7 0 5 日間(H24.9.19~H26.8.24)、4 7 1 日間(H26.8.26~H27.12.9)となっています。

(1) 発生状況

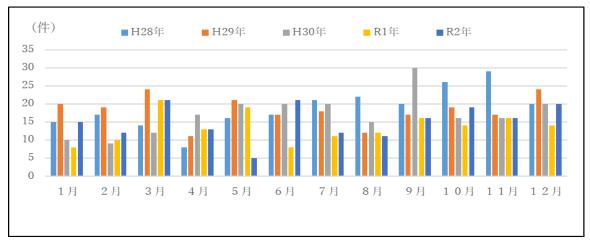




区分	H28年	H29 年	H30年	R1年	R2 年
発生件数(件)	225	219	205	162	181
負傷者数(人)	259	254	254	191	213
重傷者数(人)	8	5	7	5	10
死 者 数 (人)	6	2	0	2	0

出典:知多の統計

(2) 月別発生件数



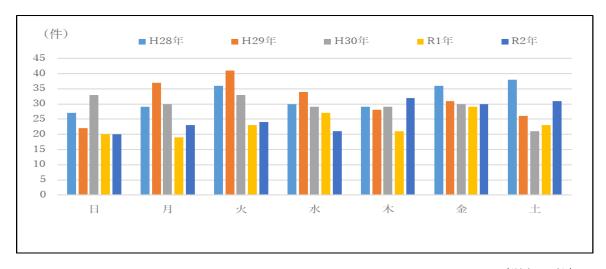
(単位:件)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
H28年	15	17	14	8	16	17	21	22	20	26	29	20	225
H29年	20	19	24	11	21	17	18	12	17	19	17	24	219
H30年	10	9	12	17	20	20	20	15	30	16	16	20	205
R1年	8	10	21	13	19	8	11	12	16	14	16	14	162
R2 年	15	12	21	13	5	21	12	11	16	19	16	20	181

出典:知多の統計

(3) 曜日別発生状況

火曜日と金曜日が多い傾向にあり、日曜日は少ない傾向にあります。



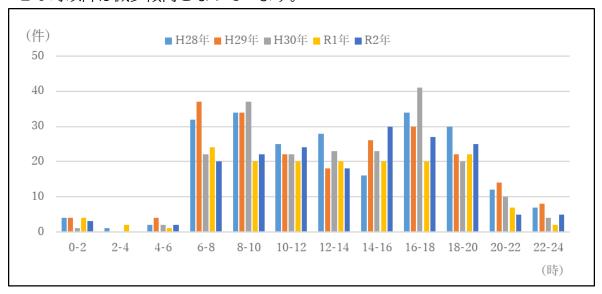
(単位:件)

曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	計
H28年	27	29	36	30	29	36	38	225
H29 年	22	37	41	34	28	31	26	219
H30年	33	30	33	29	29	30	21	205
R1年	20	19	23	27	21	29	23	162
R2 年	20	23	24	21	32	30	31	181

資料:知多警察署

(4) 時間別発生状況

通勤・通学の時間帯(6時から10時まで、16時から18時まで)に多く、20時以降は減少傾向となっています。



(単位:件)

時間帯 (時)	0-2	2-4	4-6	6-8	8-10	10-12	12-14	14-16	16-18	18-20	20-22	22-24	計
H28年	4	1	2	32	34	25	28	16	34	30	12	7	225
H29年	4	0	4	37	34	22	18	26	30	22	14	8	219
H30年	1	0	2	22	37	22	23	23	41	20	10	4	205
R1年	4	2	1	24	20	20	20	20	20	22	7	2	162
R2 年	3	0	2	20	22	24	18	30	27	25	5	5	181

資料:知多警察署

(5) 年齡別事故死傷者数

(単位:人)

					(1127)
区分	H28年	H29年	H30年	R1年	R2 年
子ども (0~15歳)	10 (1)	11 (0)	18 (0)	14 (0)	8 (0)
若者 (16~24歳)	40 (0)	42 (0)	26 (0)	34 (1)	30 (0)
一般 (25~64歳)	163 (4)	149 (1)	173 (0)	109 (0)	134 (0)
高齢者 (65歳以上)	52 (1)	54 (1)	37 (0)	36 (1)	41 (0)
計	265 (6)	256 (2)	254 (0)	193 (2)	213 (0)

※()内は、死者数

出典:知多の統計

2 道路交通情勢状況

(1) 人口及び車両保有台数(各年度3月末現在)

平成28年度と令和2年度を比較すると、人口は85,847人から85,061人の約0.9パーセントの減少に対し、車両保有台数は57,748台から58,470台の約1.3パーセントの増加となっています。

(単位: 人口/人、車両/台)

区	分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
人	П	85,847	85, 488	85, 190	85, 377	85,061
世	帯	35, 112	35, 281	35,502	36, 117	36, 428
+ 干	自動車	57,748	58,086	58, 206	58, 501	58,470
車両	原付	4,032	3, 911	3, 783	3,682	3, 593

出典:交通安全統計

(2) 運転免許人口(各年12月末現在)

運転免許人口は、令和2年は60,076人で、平成28年(60,219人)から、ほぼ横ばいとなっています。

(単位:人)

区分	H28年	H29 年	H30年	R1年	R2 年
男	32,956	32,846	32,676	32,642	32,539
女	27, 263	27, 316	27, 435	27, 491	27,537
免許人口計	60,219	60, 162	60,111	60, 133	60,076
免許取得割合 (免許人口/人口)	70.1%	70.3%	70.5%	70.4%	70.6%

出典:交通安全統計

3 交通安全施設整備状況

交通安全の施設整備は、道路安全点検を行い、区画線、道路照明灯などの整備 を行ってきました。

また、交通規制においては、安全で系統的な信号機の設置等、有効な交通規制を関係機関に要望してきました。

<主な交通安全施設整備事業>

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
交差点マーク(箇所)	63	51	39	33	19
道路照明灯(灯)※補修を含む	9	8	5	5	10
道路反射鏡(基)	15	13	10	13	11
区画線(m)	6,970	8,712	6,726	5,415	5,568

※新規設置数 出典:市政概要

	区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
横断歩道(箇所)		0	0	0	0	0
一時停止線(箇所)		2	2	-1	0	-4
信号機	定周期(箇所)	0	-1	0	0	0
	押しボタン式(箇所)	0	0	0	0	0

※マイナスは廃止 資料:知多警察署

4 交通安全教室の実施状況

交通安全意識の向上や、正しい自転車の乗り方の理解等を目的に、年齢に応じた交通安全教室を幼稚園、保育園及び小中学校で開催しています。

<交通安全教室実施状況>

(単位:回)

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
幼 稚 園	22	21	16	16	8
保育園	44	53	51	48	20
小中学校	16	16	16	13	4
計	82	90	83	77	32

※幼稚園・保育園は、私立を含む。

資料:防災危機管理課

5 救急事故出動状況

交通事故を始め複雑多様化する救助救急事象等に対処するため、救急隊員が出動しています。このうち、「交通事故」が全体に占める割合は、平成28年度の約6.9パーセントから徐々に低下し、令和2年度には約5.1パーセントとなりました。

<救急事故出動状況>

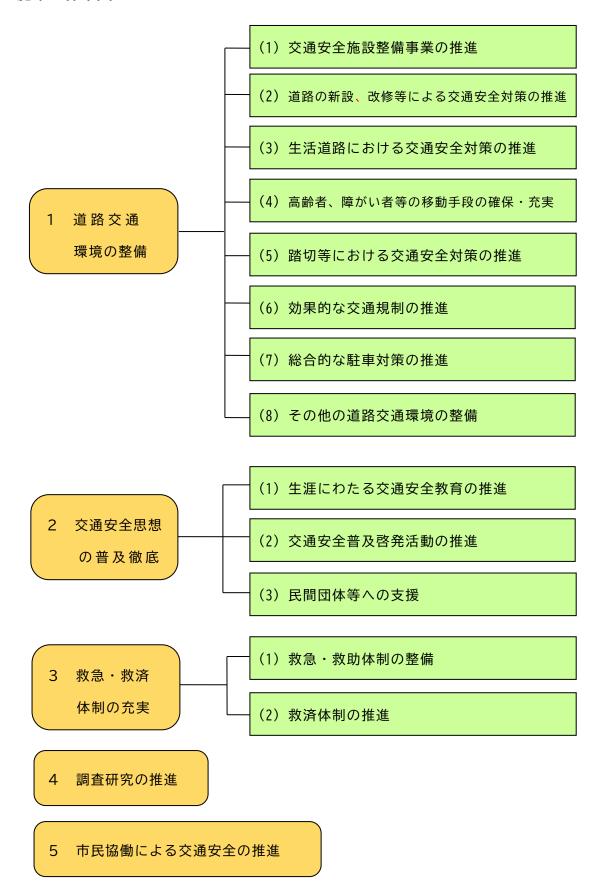
(単位:件)

区分 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 R2年度 火災 17 17 19 18 15 水 難 5 2 4 3 8 自然 2 0 0 0 0 0 0 交通 214 179 181 156 148	(1)						
水 難 5 2 4 3 8 自 然 2 0 0 0 0 0 0 0 交 通 214 179 181 156 148 全体に占め 6.9% 6.2% 6.0% 5.0% 5.1% 労 災 20 29 40 45 40 運 動 24 15 27 13 17 一般 444 454 398 449 427 加 害 16 10 6 8 7 自 損 32 40 22 26 25 急 病 2,197 2,229 2,189 2,199 2,073 その他 111 159 153 174 136 計 3,082 3,314 3,039 3,091 2,896	区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	
自然 2 0 0 0 0 0 0 0 交通 214 179 181 156 148 全体に占め 6.9% 6.2% 6.0% 5.0% 5.1% 労災 20 29 40 45 40 運動 24 15 27 13 17 一般 444 454 398 449 427 加害 16 10 6 8 7 自損 32 40 22 26 25 急病 2,197 2,229 2,189 2,199 2,073 その他 111 159 153 174 136 計 3,082 3,314 3,039 3,091 2,896	火災	17	17	19	18	15	
交通 214 179 181 156 148 全体に占め 6.9% 6.2% 6.0% 5.0% 5.1% 労災 20 29 40 45 40 運動 24 15 27 13 17 一般 444 454 398 449 427 加害 16 10 6 8 7 自損 32 40 22 26 25 急病 2,197 2,229 2,189 2,199 2,073 その他 111 159 153 174 136 計 3,082 3,314 3,039 3,091 2,896	水難	5	2	4	3	8	
全体に占め 含割合 6.9% 6.2% 6.0% 5.0% 5.1% 労災 20 29 40 45 40 運動 24 15 27 13 17 一般 444 454 398 449 427 加害 16 10 6 8 7 自損 32 40 22 26 25 急病 2,197 2,229 2,189 2,199 2,073 その他 111 159 153 174 136 計 3,082 3,314 3,039 3,091 2,896	自然	2	0	0	0	0	
Salac Sa	交通	214	179	181	156	148	
運動 24 15 27 13 17 - 般 444 454 398 449 427 加害 16 10 6 8 7 自損 32 40 22 26 25 急病 2,197 2,229 2,189 2,199 2,073 その他 111 159 153 174 136 計 3,082 3,314 3,039 3,091 2,896		6.9%	6.2%	6.0%	5.0%	5.1%	
一般 444 454 398 449 427 加害 16 10 6 8 7 自損 32 40 22 26 25 急病 2,197 2,229 2,189 2,199 2,073 その他 111 159 153 174 136 計 3,082 3,314 3,039 3,091 2,896	労 災	20	29	40	45	40	
加 害 16 10 6 8 7 自 損 32 40 22 26 25 急 病 2,197 2,229 2,189 2,199 2,073 その他 111 159 153 174 136 計 3,082 3,314 3,039 3,091 2,896	運動	24	15	27	13	17	
自損 32 40 22 26 25 急病 2,197 2,229 2,189 2,199 2,073 その他 111 159 153 174 136 計 3,082 3,314 3,039 3,091 2,896	一 般	444	454	398	449	427	
急病 2,197 2,229 2,189 2,199 2,073 その他 111 159 153 174 136 計 3,082 3,314 3,039 3,091 2,896	加害	16	10	6	8	7	
その他 111 159 153 174 136 計 3,082 3,314 3,039 3,091 2,896	自損	32	40	22	26	25	
計 3,082 3,314 3,039 3,091 2,896	急病	2, 197	2, 229	2, 189	2, 199	2,073	
	その他	111	159	153	174	136	
搬送人員(人) 2,855 2,892 2,814 2,849 2,670	計	3,082	3,314	3,039	3,091	2,896	
川 th ・ hri 々 へなまし	搬送人員 (人)	2,855	2,892	2,814			

出典:知多の統計

第3章 講じようとする施策

<施策の体系図>



1 道路交通環境の整備

(1) 交通安全施設整備事業の推進

交通事故の多発している道路や将来交通量が増加し交通事故の発生が予測される道路等について、次の観点から安全で円滑・快適な交通環境の改善を図ります。

ア 歩行者、自転車利用者の安全確保

歩行者、自転車の横断需要の多い道路への横断歩道や押しボタン式信号機の 設置、既設信号交差点への歩行者用灯器の設置を推進して、歩行者及び自転車 利用者の安全で快適な通行を確保します。

イ 高齢者、身体障がい者等の安全確保

福祉施設、病院等の周辺で高齢者、身体障がい者等の横断需要の多い交差点への音響信号機等の整備を推進します。

ウ 子どもの安全確保

通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の交通安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な点検等により、学校、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関と連携し、必要な対策を推進します。

(2) 道路の新設、改修等による交通安全対策の推進

交通事故を防止し、安全で円滑・快適な交通環境を確保するため、道路の新設・改修に併せて、道路標識、防護柵、道路照明灯等の交通安全施設の整備を図るとともに、歩道等の整備により歩行者、自転車等の安全対策を推進します。

(3) 生活道路における交通安全対策の推進

出会い頭による交通事故防止を図るため、見通しの悪い交差点での道路反射 鏡の設置や、路面のカラー塗装、交差点マークを始めとする区画線の設置・更 新を、関係機関と協議の上、進めていきます。

また、生活道路における人優先の考えにより、歩行者や自転車が安全で安心に通行できる環境を確保するため、「ゾーン30 (ゾーン30プラス**)」等の速度規制を、関係機関等と協議し、推進します。

※ 最高速度30km/時の区域規制を行う「ゾーン30」と、速度抑制・進入抑制のために道路に設置するハンプや狭さくなどの物理的デバイスを適切に組み合わせ、生活道路等の交通安全の向上を図る施策。

(4) 高齢者、障がい者等の移動手段の確保・充実

65歳以上で運転免許を自主返納した市民及び75歳以上の市民に対し、市内を運行するコミュニティ交通「あいあいバス」に無料で乗車できる「無料あいパス」を発行しています。「あいあいバス」は、障がい者手帳をお持ちの方及びその介助者も無料で乗車できます。

また、移動に制約のある高齢者や、障がい者等への福祉タクシー料金の助成等を行うなど、支援内容の充実に努めます。

加えて、地域の実情・特性に合わせた新たな移動手段の導入に向けた検討等、 更なる地域の公共交通の活性化に向けた取組を進めていきます。

(5) 踏切等における交通安全対策の推進

踏切等における事故防止のため、状況に応じた交通安全対策を関係機関と協 議します。

(6) 効果的な交通規制の推進

交通の安全と円滑化を図り、道路の交通に起因する障害を防止するため、道路網全体における道路の社会的機能、構造、交通の状況等に応じた効果的な交通規制を関係機関と協力して推進します。

ア 地域の特性に応じた交通規制の推進

通過交通のための道路、地域交通のための道路及び歩行者・自転車利用者の ための道路について、それぞれの地域の特性に応じた交通事故防止効果の高い 交通規制を関係機関と協議し、実施します。

イ 幹線道路における交通規制

幹線道路の機能及び安全で快適な走行環境を確保するため、交通渋滞等交通 障害の著しい路線については、関係機関と協議し、進行方向別通行区分、歩車 分離式信号機等の設置などによる交通規制を実施し、通行の円滑化を図りま す。

ウ 事故多発地域における重点的交通規制

交通事故が多発し、又は多発が予想される地域及び路線を対象に、一方通行、 一時停止、最高速度規制等事故の実態に対応した交通規制を関係機関と協議し、 実施します。

(7) 総合的な駐車対策の推進

地域の特性や交通の状況に応じた駐車対策を推進して、道路交通の安全と円 滑化を図ります。

ア 秩序ある駐車の推進

市街地における無秩序な路上駐車の抑制を図るとともに、関係機関と協力し、 危険性、迷惑性の高い駐車違反の取締り強化を図り、地域の特性に応じた適切 な駐車禁止規制を実施します。

イ 違法・迷惑駐車を排除する気運の醸成・高揚

各季の交通安全運動の機会を捉え、広報、啓発活動等を行い、地域の理解と協力を得ながら違法・迷惑駐車を排除する気運の醸成・高揚を図ります。

ウ 自転車駐車対策の推進

交通結節点として駐車需要の多い駅周辺を中心に、自転車駐車場内の整理を 行うとともに、放置自転車等の整理・撤去を行います。 また、自転車利用者に対するマナーの向上を図ります。

エ エコ モビリティ ライフの普及啓発

自家用車、公共交通、自転車、徒歩を賢く使い分けて、環境にやさしい交通 手段を利用するライフスタイル「エコ モビリティ ライフ」(エコモビ)を推 進することで、自家用車の利用を抑制し、交通事故リスクの軽減を図ります。

(8) その他の道路交通環境の整備

ア 道路占用等の適正化

道路の占用等については、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、許可を適切に行うとともに、許可条件の履行確認を実施します。 また、道路の掘り返しを伴う占用工事等については、道路占用者会議において各占用者等の連絡調整を図ります。

イ 長期放置車両対策

道路の通行に支障となるとともに、街の景観を損ねる放置車両については、 速やかに手続を行い、解消に向け、必要な措置を講じます。

ウ 地震等災害発生時における交通規制等

地震を始めとした災害が発生した場合は、避難者の安全確保を最優先するとともに、被災地の復旧活動や物資輸送を優先する緊急輸送路の確保のため、車両の通行を制限するなどの交通規制を関係機関と協議し、実施します。

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 生涯にわたる交通安全教育の推進

交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に 努め、相手の立場を尊重する良き社会人を育成するため、幼児から成人にいた るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安 全教育を行うとともに、外国人市民等への配慮にも努めます。

また、高齢化が進行する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高めるために、家庭、学校、地域、職場等の相互の連携、協力関係を保つ交通安全教育の推進を図ります。

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、身近な生活における交通安全のルールを理解し、進んでルールを守り、安全に行動できる習慣や態度を身につけることを目標に、年齢に応じた指導に努めます。

また、幼児交通安全クラブ等の活動では、親子で参加・体験・実践する交通安全教育を実施し、幼児の交通安全教育の充実を図ります。

イ 児童・生徒に対する交通安全教育の推進

児童・生徒の交通安全教育は、身近な交通環境における様々な危険に気づい

て的確な判断の下に安全に行動できる態度と能力を養い、健全な交通社会の一員として育成することを狙いとして、学校の教育活動全体を通して計画的、組織的に実施します。

また、家庭及び関係機関、団体等と連携・協力を図りながら、保健体育等の 教科、学級活動、児童・生徒会活動、学校行事等の特別活動、総合的な学習の 時間等により、歩行者としての心得や、自転車の安全な利用、自動車の特性等 についての交通安全教育に取り組みます。

ウ 成人に対する交通安全教育の推進

運転者に対し、地域、職場における講習会の開催に積極的に協力するよう促します。加えて、民間交通安全団体の活動を通じて、歩行者及び自転車利用者の保護、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用を促します。

また、著しい速度超過、飲酒運転等、死亡事故に直結するおそれの高い悪質、 危険な運転の防止を中心に自発的な安全行動を促します。

特に、飲酒運転については重大な犯罪であることを認識するよう、根絶に向けてさまざまな機会を利用して啓発・指導を行います。

エ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢化の進行に加え、全国的に交通死亡事故の高齢者の割合が増加しており、 高齢者の交通安全意識の向上が事故防止に不可欠です。参加・体験・実践型の 高齢者交通安全講習会や、反射材を施設等に配布するなどの活動を、関係機関 と協力して行います。

(2) 交通安全普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

市民一人ひとりに交通安全思想の普及徹底を図り、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけるため、市、関係機関、民間団体、事業所等が地域住民と一体となって組織的かつ継続的な交通安全運動を推進します。

(ア) 春、夏、秋、年末の交通安全運動を中心として、交通事故の実情に即し、 幅広い市民運動を展開するほか、民間団体の協力により、必要な時期にそれ ぞれの地域・職域に合わせた交通安全運動を実施します。

また、地域住民の自主的な活動が促進されるよう、知多市交通安全推進協議会における活動を支援します。

(4) 高齢者の交通事故防止、若者の交通事故防止、自動車及び二輪車の運転者 として社会的責任自覚の徹底、違法駐車の排除、自転車の安全利用等、局面 に応じた啓発活動を行います。

イ シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底

自動車乗車中の死亡事故において、シートベルトの非着用者が高い割合を占めている現状を踏まえ、シートベルト及びチャイルドシートの着用効果及び着用方法について正しい理解を求め、シートベルト等の着用推進を図ります。

このため、あらゆる機会をとらえた普及啓発活動や各種の広報媒体を通じた 広報活動を展開するとともに、シートベルト着用徹底キャンペーン等、着用推 進対策事業を実施します。

ウ 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、重大な交通事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪です。「知 多市交通安全及び地域安全の推進に関する条例」では、市及び関係機関は、飲 酒運転根絶の機運を高めるよう努めることとしています。

また、市民及び事業者は、家庭、職場、地域社会等において飲酒運転を助長するおそれのある環境の根絶を進めるとともに、相互に協力して飲酒運転の根絶の活動を推進するよう努めることとしました。

市民一人ひとりが「飲酒運転を絶対にしない、させない」ことを徹底し、飲酒運転を根絶するため、引き続き、啓発ちらしの地区回覧、飲酒運転根絶キャンペーンでの啓発グッズの配布を実施します。

また、酒類を提供する事業者に対する啓発を更に強化するため、飲酒運転を 許さない環境づくりの定着化に向け、継続的な啓発活動を実施します。

エ 歩行者保護運動の推進

運転者と歩行者がお互いを尊重し、温かい思いやりの輪が広がるような行動を「ハンド・アップ運動」**として推進します。

* 道路横断中の事故防止のため、歩行者及びドライバーに対し、次の事項を 促す運動。

[歩行者] 道路を横断するときは手を挙げ(ハンド・アップ)、ドライバーに横断することをアピールし、ドライバーには目と目を合わせ感謝の気持ちを伝えて横断する。

[ドライバー] 横断歩道等を横断しようとする歩行者を見かけたら、歩行者に思いやりの気持ちをもって、横断歩道等の手前で停車 する

オ 自転車の安全利用の推進

自転車は、歩行者と衝突した場合に、加害者となる側面も有しており、軽車両を運転しているという自覚と責任が必要です。加害者となり、多額の賠償額となる事例も発生しています。

また、信号無視、携帯電話を使いながらの危険走行や、競技用自転車の制動 装置不良といった交通ルール・マナーの違反も減っていません。

そこで、「知多市自転車の安全利用に関する条例」の制定を機に、交通安全 教室や啓発活動による歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗 り方に関する普及啓発を積極的に実施し、自転車の交通マナーの向上に努めて います。

このほか、夕暮れから夜間にかけては、自転車の重大事故が多発する傾向にあるため、自転車のライトの点灯の徹底、反射材用品の取付けを関係機関と連携し啓発に努めています。

また、幼児・児童の保護者に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用の重要性 を、頭部保護や被害軽減効果の観点から、交通安全教室等により理解促進に努 めています。 さらに、令和3年4月の「愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する 条例」の制定に併せ、「知多市自転車の安全利用に関する条例」を改正し、自 転車利用者のヘルメットの着用を努力義務とし、自転車損害賠償責任保険等へ の加入を義務としました。

これらを踏まえ、自転車乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進します。

カ 広報活動の推進

市民の交通安全意識を高めるため、市、関係機関、民間団体等が密接な連携の下に、家庭・地域・学校・職場等それぞれの場に応じた媒体を利用して、日常生活に密着した広報を行います。

特に、シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底、交通弱者の保護、飲酒運転の根絶、自転車の安全利用、無謀運転の防止、高齢者の運転免許証の自主返納及び家庭、地域からの交通安全の推進を図るため、広報ちた、ホームページ等を積極的に活用して、家庭に浸透する広報活動を推進すると同時に、民間団体や関係機関と協力して街頭活動を実施し、幅広い啓発活動を実施します。このほか、ちたまる安全安心メルマガでの情報配信や、報道機関その他民間団体の交通安全に関する広報活動と連携し、制度の周知に努めます。

キ 運転免許自主返納の推進

車の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を自主返納しやすい環境を整備するため、関係機関と連携し、65歳以上の高齢者に対し、運転免許の自主返納及びあいあいバスの「無料あいパス」の申請を促進します。

(3) 民間団体等への支援

市民の交通安全意識を高めるためには、民間団体等における自主活動が不可欠です。

このため、交通安全を目的とする民間団体、その他交通に関係のある活動を 行う団体を支援し、自主活動の促進に努め、地域における交通安全活動の効果 的な推進を図ります。

ア 地域社会における団体・交通関係機関の支援

地域の交通安全活動に重要な役割を果たしているコミュニティや老人クラブ等が行う活動、警察が行う活動の支援に努めます。

イ 地域社会における交通安全活動の推進

地域における交通安全意識を高め、正しい交通ルールと交通マナーの実践が 習慣となるよう、民間団体の活動を支援します。

また、地域において交通安全のための街頭活動に献身的に従事している個人の活動意欲を高め、活動が継続できるよう支援します。

3 救急・救済体制の充実

(1) 救急・救助体制の整備

ア 救急業務体制の強化

救急業務を円滑に実施するため、通報者からの災害状況及び各医療情報を迅速かつ的確に伝達することができる高機能消防指令システムを知多地域の消防本部と共同し運用しています。

また、バイスタンダー(現場に居合わせた人)による応急処置をするための 自動体外式除細動器(AED)の設置を拡充するとともに、講習等の充実を図 ります。

さらに、重傷者の救急搬送に有効である救急医療用へリコプターや愛知県防 災へリコプターを適切に活用し、迅速な搬送や高度救急に繋げます。

イ 救急隊員の教育訓練の充実

プレホスピタルケア(救急現場及び搬送途上における応急処置)の充実のため、救急救命士・救急隊員の計画的な養成・配置を図ります。

また、救急救命士の処置拡大による気管挿管・薬剤投与を円滑に実施するための教育訓練を充実するなど、救急救命士・救急隊員の知識・技術等の一層の向上を図ります。

ウ 救助隊員の教育訓練の充実

救助業務は、交通事故に起因する救助活動の増大及び複雑多様化する救助事 象に対処するため、教育訓練の充実等により、救助隊員の知識・技術等の一層 の向上に努めるとともに、救助資機材の充実を図ります。

また、大規模交通事故等、多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、 関係機関と連携し救護訓練等の充実を図ります。

(2) 救済体制の推進

交通事故被害者救済を迅速かつ的確に推進するため、県及び関係援護機関と の連絡・協力体制を一層綿密にして交通事故当事者の相談に対する支援を行い ます。

4 調査研究の推進

交通安全対策については、県や知多警察署からの情報をもとに、市内部においても各関連部署で連携し、多角的、専門的に交通安全について分析、検討を行い、道路利用者である車、自転車、歩行者等が安全で快適に利用できるような交通環境を整えるため、次のことを行います。

- (1) 交通事故の発生状況について分析します。
- (2) 交通事故多発箇所又は危険箇所における交通環境を調査、研究します。
- (3) 交通安全対策に関する道路施設を調査し、これを収集・分析します。
- (4) 道路利用者の安全対策についての交通環境の調査を行い、快適な道路空間の

有効利用方策について研究します。

(5) 交通網の整備や交通安全対策の基礎となる各種統計資料を収集・分析します。

5 市民協働による交通安全の推進

第6次総合計画の基本目標を達成するための政策である「災害に強く、安全に 暮らすことができるまちづくり」を実現するには、交通安全に対する一人ひとり の意識の向上と地域における交通安全への取組が不可欠です。

安全・安心なまちづくりを推進するため、地域、警察と連携した交通安全に関する啓発活動の充実を図り、特に、子ども、高齢者等の交通安全意識を高めます。

また、保育園・幼稚園の保護者とは幼児の交通安全教室を、老人クラブとは交通安全意識の啓発を、地域とは交通事故死ゼロをめざす日の活動や四季の交通安全運動をそれぞれ連携して行います。

本計画に基づき、市の理想の未来の実現に向け、市民協働により、交通安全の ための諸施策を展開します。



梅香る わたしたちの緑園都市

第11次知多市交通安全計画

令和4年2月策定

知多市総務部防災危機管理課 〒478-8601 知多市緑町1番地

電 話 0562-36-2638 (直通) FAX 0562-32-1010

URL https://www.city.chita.lg.jp E-mail bousai@city.chita.lg.jp